

令和6年6月21日

各位

兵庫ひまわり信用組合

理事長 松本 幸三

## 不祥事件発生のお知らせとお詫びについて

この度、当組合におきまして、誠に遺憾ながら下記のとおり不祥事件が発生いたしました。社会的・公共的役割を担い、信用を第一とする金融機関にあって、このような不祥事件を発生させましたことを役職員一同深く反省しております。

被害に遭われたお客さまをはじめ、日頃より当組合を信頼しご支援ご愛顧をいただいております地域のお客さま、組合員の皆さま、関係各位に対しまして、多大なご迷惑とご心配をお掛けすることになり心より深くお詫び申し上げます。

### 記

#### 1. 事件の概要

事故者	当組合元職員（涉外係、20代、男性）
発生店	尼崎支店
発生期間	令和5年11月16日から令和6年4月17日
事故金額	1,060,000円（お客さま9先）
事件の内容	担当していたお客さまより集金した定期積金の掛金を入金せず着服しておりました。
発覚の端緒	お客さまからの情報提供を端緒に調査したところ、4月17日に定期積金掛金の未入金が発覚しました。

#### 2. お客さまへの対応

被害に遭われたお客さまには、個別に事実関係をご説明した上で深くお詫びを申し上げますとともに、全額弁償いたしました。

なお、当組合が弁償した金額については、事故者より全額弁済を受けております。

### 3. 関係機関への届出等

事件発覚後、法令に基づき監督官庁へ届出を行うとともに、警察にも相談しております。

### 4. 関係者の処分

当該元職員につきましては、令和6年5月31日付で懲戒解雇処分といたしました。  
また、関係者につきましても管理責任を明確にするため、内部規程に則り厳正な処分を行いました。

### 5. 今後の対応

当組合では、法令等遵守を経営の最重要課題の一つとして取り組んでまいりましたが、この度の不祥事件の発生を厳粛に受け止め、コンプライアンスに係る教育・指導の徹底、更なる牽制機能の強化など内部管理態勢の充実・強化を図り、信頼回復と再発防止に向け役職員一同全力で取り組んでまいります。

以上

#### 【お問い合わせ先】

兵庫ひまわり信用組合 総務部

電 話：078-631-7764

受付時間：平日の午前9時から午後5時まで